

件 名	堺市ペット霊園の設置等に関する条例の制定について									
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 - 平成 30 年第 1 回市議会（大綱質疑）において、これらの施設の把握や施設の設置による住環境への影響等に対応するための制度構築について、議論があった。 - 平成 30 年 2 月、環境局、建築都市局、健康福祉局による庁内検討会議を設置し、条例制定を検討開始。 【課題】 - 現在、ペットの死体を焼却する施設や埋葬する霊園等を運営する事業者に対し、設置・管理を規制する法令はないが、他都市では独自に条例を定めて規制している事例がある。									
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【対応】 ペット霊園等の設置及び適正な管理について必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として本条例を制定する。 ○ 主な制定の内容 ＜ペット霊園＞ - ペット霊園等の設置に対し、設置場所及び構造設備の基準を設け、新規設置及び墓地区域の変更等に対し市長の許可を義務付ける。 ▶設置場所の基準 - 墓地及び火葬施設が住宅の区域の境界線から 100m以上離れていること。 ▶構造設備の基準 - 火葬施設は、焼却能力、防音、防臭及び防じんについて十分な能力を有すること。 - 外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根又は障壁等の設置。 ＜移動火葬車＞ - 市内で移動火葬車を使用して火葬を行う者に対する、市長への届出について定める。 ○その他主な制定事項 - ペット霊園設置等新規許可申請及び変更許可申請に対し、申請手数料を設定。<table><tr><td></td><td>新規許可申請</td><td>変更許可申請</td></tr><tr><td>火葬施設を有する場合</td><td>48,000 円</td><td>38,000 円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>32,000 円</td><td>22,000 円</td></tr></table> - 許可申請前に、市との協議や近隣の建物所有者等への説明会の開催等を義務付け。 - 本条例の規定に違反する者に対し、勧告、命令、許可の取消し、公表等を実施。 - 既存のペット霊園事業者については、公布から施行までの期間に市長へ届け出ることによって許可を受けたものとみなす。		新規許可申請	変更許可申請	火葬施設を有する場合	48,000 円	38,000 円	上記以外の場合	32,000 円	22,000 円
	新規許可申請	変更許可申請								
火葬施設を有する場合	48,000 円	38,000 円								
上記以外の場合	32,000 円	22,000 円								

	○スケジュール 令和３年６月１日～３０日 パブリックコメント実施 令和３年８月 条例案を議会へ上程 令和４年１月１日 条例施行
効果の想定	ペット霊園等について把握し、適正な管理を指導することにより、市民の良好な生活環境の保全に資することができる。
関係局との 政策連携	環境局 環境事業部、環境保全部（火葬施設の構造設備基準、関係法令等） 建築都市局 開発調整部、都市計画部（設置場所の基準、関係法令等）

堺市ペット霊園の設置等に関する条例 概要版

背景
○平成30年第1回定例会における議論を踏まえ、平成30年2月、ペット焼却施設やペット霊園等に対する本市の対応、さらに動物の死体の取り扱いも含めて検討するため、環境局、建築都市局、健康福祉局による「動物霊園、焼却炉等庁内検討会議」を設置した。
○動物の火葬炉については、令和2年6月より、専用の焼却炉の運営（委託）を開始した。
○ペット霊園等に対しては、公衆衛生の確保を図り、利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資するため、設置に必要な手続き、施設の適正な管理等について定める条例を制定する。

【第1条】 目的
○ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、ペット霊園等の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資すること。

【第2条】 定義
○「ペット」：犬、猫、その他の愛玩することを目的として飼養される動物
○「墳墓」：ペットの焼骨を埋蔵する施設
○「墓地」：墳墓を設けるための区域
○「納骨堂」：ペットの焼骨を収蔵する施設
○「火葬」：ペットの死体を葬るために、これを焼くこと
○「火葬施設」：火葬を行うための設備を有する施設
○「ペット霊園」：墓地、納骨堂、火葬施設、又はこれらを併せ有する施設
○「移動火葬車」：火葬を行うための設備を有する車両

【第3条】 設置者等の責務
○ペット霊園の設置者又は管理者及び移動火葬車を使用して火葬を行う者は、利用者の心情に十分に配慮するとともに、周辺的生活環境の保全に努めなければならない。

【第4条】 土葬の禁止
○ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

【第5条～9条】 設置等の許可申請までの手続きに関する事項
○ペット霊園の新規設置、許可を受けた墓地の区域の変更（単に縮小させる場合を除く）、火葬能力等の増大又は設置場所の移動を伴う火葬施設の構造設備変更の場合は、市長の許可を受けなければならない。
○許可申請の3ヶ月前までに事前協議書を提出し、市長と協議しなければならない。
○協議後、許可申請の2ヶ月前までに、設置計画区域内の見やすい場所に当該申請に係るペット霊園の概要を示す標識を設置しなければならない。
○申請の1ヶ月前までに計画区域の隣接地の使用者及び所有者並びに計画区域の境界線から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し説明会を開催しなければならない。

【第10条～12条】 許可の基準に関する事項
○設置場所の基準は次の通り
・墓地及び火葬施設が住宅の区域の境界線から100m以上離れていること。
・申請者が計画区域の土地を所有し、又は継続的に使用することができる権原を有すること。
○構造設備の基準は次の通り
・外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根、障壁等の設置。
・墓地に、雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設の設置。
・管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備、ごみ集積設備の設置。
・火葬施設に対して、焼却能力、防音、防臭及び防じんについて十分な能力を有すること。

【第13条】 工事完了検査
○工事完了後、検査を行い、基準への適合を確認した上で、検査済証を交付すること。
○検査済証の交付を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはいけない。

【第14条】 維持管理
○第12条各号の基準に従って維持管理することを義務付け。
【第15条】 設置者の遵守事項
○ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱い、衛生的に管理すること。
○利用者にあらかじめ利用条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明し、利用者ごとに説明した事項に関する書類を作成し保管。
【第16条】 許可申請手数料

	新規許可申請 手数料	変更許可申請 手数料
火葬施設を有する場合	48,000円	38,000円
上記以外の場合	32,000円	22,000円

【第17条～19条】 ペット霊園設置等許可に係る承継、変更、廃止等に関すること
○設置者の地位を承継した者は、30日以内に届け出ること。
○軽微な変更をしたときは30日以内に届け出ること。
○廃止等をする場合は、その日までに利用者に説明すること。当該日の30日前までに届け出ること。
○廃止をする者は、墳墓又は納骨堂の焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことその他の利用者の心情に配慮した対応をとること。
○廃止したときは、墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければならない。

【第20～22条】 移動火葬車による火葬業に関すること
○移動火葬車を使用して市内で火葬を行う者は、あらかじめ市長へ届け出なければならない。
○移動火葬車の火葬設備について、焼却能力並びに防音、防臭及び防じんの能力についての基準を定め、基準に適合しない設備の使用を制限。
○市内で火葬を行う時の遵守事項は次の通り。
・移動火葬車に移動火葬業者の氏名、連絡先等を表示。
・事前に火葬を行う土地の所有者の同意を得ること。
・近隣の住宅から十分離れた場所で火葬を行うことその他の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講じること。
・火葬終了まで傍らで待機し、設備を適正に管理すること。 他
○市内で火葬を行わなくなったとき又は届出事項を変更したときは30日以内に届け出ること。

【第23条】 報告及び立入調査
○ペット霊園設置者及び移動火葬業者に対して、必要な報告を求め、又は本市職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立入調査を行わせることができる。
【第24条】 勧告及び命令
○第5条、第11条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第23条又は設置等許可に付した条件の規定違反者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告できる。正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合、必要な措置を取るよう命ずることができる。

【第25条】 許可の取り消し
○偽り、その他不正の手段による許可取得や、第24条第2項の規定による命令違反に対してその許可を取り消すことができる。
【第26条】 禁止命令
○次のいずれかに該当する者に対し、ペットの死体の除去又は当該ペット霊園若しくは移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。
・第4条の規定に違反した者
・設置等許可を受けずにペット霊園を設置又は変更した者
・届出をせず、又は虚偽の届出により移動火葬車を使用して市内で火葬を行ったもの

【第27条】 公表
○第24条、第26条の規定による命令に従わない者に対しその者の氏名、住所、当該命令の内容の公表を行うことができる。
【第28条】 適用除外
○墓地、埋葬等に関する法律の規定による許可を受けた墓地の区域内の墳墓にペットの焼骨を合葬する場合、この条例の規定は、適用しない。
【第29条】 規則への委任

(案)

堺市ペット霊園の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、公衆衛生の確保を図り、ペット霊園等の利用者の保護及び市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩することを目的として飼養される動物をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備を有する施設をいう。
- (7) ペット霊園 墓地、納骨堂、火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己のペットのために設置するものを除く。
- (8) 移動火葬車 火葬を行うための設備を有する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）をいう。

(設置者等の責務)

第3条 業として、ペット霊園を設置し、又は管理する者及び移動火葬車を使用して火葬を行う者は、その事業を行うに際しては、利用者の心情に十分に配慮するとともに、周辺の生活環境の保全に努めなければならない。

(土葬の禁止)

第4条 ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

(設置等の許可)

第5条 業として、本市の区域内（以下「市内」という。）にペット霊園を設置しようと

する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた墓地の区域の変更（単に当該区域を縮小させる場合を除く。）又は火葬施設に係る構造設備の変更（設置場所の変更を伴うもの及び処理能力又は火床面積を増加させるものに限る。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の許可（以下「設置等許可」という。）に市民の生活環境の保全のために必要な範囲内で条件を付けることができる。

（事前協議）

第6条 設置等許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の3月前までに、規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出し、設置等許可に係る計画（以下「設置等計画」という。）について市長と協議しなければならない。

（標識の設置）

第7条 前条の事前協議書の提出をした申請予定者は、申請予定日の2月前までに、規則で定めるところにより、設置等計画を実施するペット霊園（その予定地を含む。）の区域（以下「計画区域」という。）内の見やすい場所に、その概要を示す標識を設置しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の標識は、次条第1項の説明会を開催するまでの間、設置しておかなければならない。

（説明会の開催等）

第8条 前条第2項の規定による届出をした申請予定者は、申請予定日の1月前までに、設置等計画について、規則で定めるところにより、計画区域に隣接する土地（当該土地が道路、河川、線路敷その他これらに類するものの用に供されている場合を除く。）の使用者及び所有者並びに計画区域の境界線から100メートル以内の建物の使用者、管理者及び所有者に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合であつて、規則で定める方法により設置等計画の内容を周知させるときは、この限りでない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により実施した説明会等の内容を、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 設置等許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、前3条に規定する手続を経た場合に限り、することができる。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、当該申請に係るペット霊園が次条及び第12条に規定する基準に適合するものであるときに限り、設置等許可を行うものとする。

(設置場所の基準)

第11条 ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地及び火葬施設が住宅（第9条第1項の規定による申請後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認済証の交付を受けたものを除く。）の区域の境界線から100メートル以上離れていること。ただし、市民の生活環境の保全上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 申請者が計画区域の土地を所有し、又は継続的に使用することができる権原を有すること。

(構造設備の基準)

第12条 ペット霊園の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根、障壁等が設けられていること。
- (2) 墓地に雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設が設けられていること。
- (3) 管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備及びごみ集積設備（当該ペット霊園の付近にある当該ペット霊園を設置し、又は管理する者が所有するこれらのものを含む。）が設けられていること。
- (4) 火葬施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが焼却時に接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。
 - イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

オ 防音、防臭及び防じんについて、規則で定める十分な能力を有するものであること。

(完了検査等)

第13条 設置等許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該設置等許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、同項のペット霊園が前2条に規定する基準に適合していると認めたときは、設置者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、第1項のペット霊園を使用し、又は使用させてはならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、第12条各号に掲げる基準に従い、設置等許可に係るペット霊園を維持管理しなければならない。

(設置者の遵守事項)

第15条 設置者は、ペット霊園における役務の提供に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ペットの死体及び焼骨を丁寧に取扱うとともに、衛生的に管理すること。

(2) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。

(3) 利用者ごとに前号の事項に関する書類を作成し、当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管すること。

(許可申請手数料)

第16条 **申請者**は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の許可申請手数料を第9条第1項の規定による申請の際に納付しなければならない。

(1) 第5条第1項の許可の申請

ア 火葬施設がある場合 1件につき48,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき32,000円

(2) 第5条第2項の許可の申請

ア 火葬施設に係る変更がある場合 1件につき38,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1 件につき 22,000 円

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(地位の承継)

第 17 条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第 18 条 設置者は、設置等許可を受けたペット霊園に規則で定める軽微な変更をしたときは、その変更をした日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の手続等)

第 19 条 ペット霊園の廃止（墓地又は納骨堂の廃止又は規模の縮小を含む。以下同じ。）をしようとする者は、その廃止をしようとする日までに、利用者にその旨を説明するとともに、当該日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 ペット霊園の廃止をしようとする者は、墳墓又は納骨堂に存する焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことその他の利用者の心情に配慮した対応をとらなければならない。
- 3 ペット霊園を廃止したときは、墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければならない。

(移動火葬車による火葬業の届出)

第 20 条 業として、移動火葬車を使用して市内で火葬を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(移動火葬車の使用の制限等)

第 21 条 前条の規定による届出をした者（以下「移動火葬業者」という。）は、火葬を行うための設備が第 12 条第 4 号に掲げる基準に適合するものでなければ、当該設備を使用してはならない。

- 2 移動火葬業者は、市内で火葬を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 移動火葬車に、移動火葬業者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称）、連絡先及び前条の規定による届出をしている旨を、容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示すること。
 - (2) 火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること。

(3) 近隣の住宅から十分に離れた場所で火葬を行うことその他の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講ずること。

(4) 火葬が終了するまで移動火葬車の傍らで待機し、火葬を行うための設備を適正に管理すること。

(5) 第15条第1号及び第2号に掲げる事項

(移動火葬業者の廃止等の届出)

第22条 移動火葬業者は、市内で火葬を行わなくなったとき、又は規則で定める変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは移動火葬業者に対し、ペット霊園の設置若しくは維持管理、移動火葬業者の営業の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立ち入らせ、その施設、帳簿、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第24条 市長は、設置者又は移動火葬業者が第5条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項若しくは第3項、第15条、第19条、第21条若しくは前条第1項若しくは第2項の規定又は設置等許可に付した条件に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置等許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき。

(2) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。

(禁止命令)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペットの死体の除去又は当該ペット霊園若しくは移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第5条第1項又は第2項の規定に違反して、設置等許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更をした者

(3) 第20条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により移動火葬車を使用して市内で火葬を行った者

(公表)

第27条 市長は、第24条第2項又は前条の規定による命令に従わない者があるときは、規則で定めるところにより、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適用除外)

第28条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による許可を受けて設けられた墓地の区域内において同法第2条第4項に規定する墳墓にペットの焼骨を合葬する場合は、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に業としてペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置に係る工事を開始している者は、規則で定めるところにより、令和3年12月31日までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出のあったペット霊園は、施行日に第5条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされるペット霊園については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。ただし、当該ペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園をこれらの規定に適合させるよう努めなければならない。
- 5 附則第2項の規定による届出をした者は、施行日以後に当該ペット霊園に係る第5条第2項の許可を受けようとするときは、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、その申請に係る手続をすることができる。
- 6 施行日以後に第5条第1項の許可を受けてペット霊園を設置しようとする者は、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、その申請に係る手続をすることができる。
- 7 この条例の施行の際、現に業として移動火葬車を使用して市内で火葬を行う者は、規則で定めるところにより、令和4年1月31日までに、その旨を市長に届け出なければならない。